

## 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進に関し必要な事項を定める条例（以下「条例」という。）並びに市民活動の促進に関する施策等（以下「施策等」という。）の立案に当たり、市民の意見を十分に反映させるため、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、条例並びに施策等の立案に関し必要な事項の検討を行い、その結果を市長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、コミュニティ活動団体関係者、市民活動団体関係者、市内企業又は事業者、公募市民及び協働について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

### (謝礼)

第7条 会議に出席した委員には、日額2,000円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。